

制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 翁長 雄志



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6、那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号。以下「契約規則」という。)第13条及び要領第4条の規定により、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

(1)事業名	那覇市新庁舎等への引越等業務委託
(2)履行場所	那覇市新庁舎(所在地:那覇市泉崎1丁目1番1号)、仮庁舎(所在地:那覇市上之屋1丁目2番1号)、新都心銘苅庁舎(所在地:那覇市銘苅2丁目3番1号)、教育委員会庁舎(所在地:那覇市前島3丁目25番1号)、その他関連施設
(3)事業の目的	那覇市仮庁舎、新都心銘苅庁舎、教育委員会庁舎及びその関連施設(以下「仮庁舎等」という。)から新庁舎及びその関連施設(以下「新庁舎等」という。)へ引越しするため。
(4)業務の内容	「業務説明書」に示す仮庁舎等内にある物品等/new庁舎等内への搬出入及びその他関連業務
(5)履行期間	契約の日から平成25年2月28日まで
(6)予定価格	44,900,000円(消費税抜き)
(7)最低制限価格	設定しない。
(8)事業の基本条件	①履行期間 履行期間は、契約の日から平成25年2月28日までとする。 (引越スケジュール等、詳細については別添「業務説明書」を参照のこと。) ②業務終了後の処置 受注者は、履行場所の後片づけ作業を行う。後片づけ作業にかかる費用は受注者負担とする。 ③新庁舎等への引越等業務委託の業務概要 別添「業務説明書」を参照のこと。 ④前払金 前払金の支払いはなし。 ⑤手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 ⑥安全対策等 別添「業務説明書」を参照のこと。
(9)現場調整	今回、引越等業務が行われる施設は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、業務に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は業務説明書等について協議に応じるものとする。
(10)その他	この公告に基づき新庁舎等への引越等業務委託に係る契約を締結した後に、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないときは、発注者と受注者が協議の上、新庁舎等への引越等業務委託に係る契約を変更することができる。

2 入札参加資格要件

※公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店を有し、定款又は商業登記簿で運送に係る事業を営んでいることを定めている者であること。
2	過去10年以内に従業員数が100人を超える事業所の引越業務の実績(下請負等での業務参加は除く。)がある者。
3	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
4	市税に滞納がない者であること。
5	労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入している者であること。
6	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

7	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。)
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業者についても同様であること。
9	その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 業務説明書の提供について

提供期間	平成24年7月23日(月)～平成24年7月27日(金)
提供方法	那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供(■要領・様式等 番号2)

4 業務説明書等に対する質問及び回答

質問期間	平成24年7月26日(木)午前9時～平成24年7月31日(火)午後5時
質問方法	質問書(■要領・様式等 番号3)をE-mailで送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail:m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成24年8月2日(木)午後5時15分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 ※配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書…(■要領・様式等 番号4) イ 引越料等内訳書…(■要領・様式等 番号5)
封筒	封筒作成例(■要領・様式等 番号6)参照 開札日時・対象事業名・業者の名称・電話番号・FAX番号・担当者名を記載
配達指定日	平成24年8月9日(木)←必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号(新都心銘苅庁舎2階) 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室

※配達指定日以外の日に届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札心得(以下「心得」という。)(■要領・様式等 番号7)第13条・14条参照。

7 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第17条第2項参照。

8 開札

開札日時	平成24年8月13日(月)午前10時
開札場所	新都心銘苅庁舎2階 管財課入札室(新庁舎建設室隣)

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
	(1) 入札参加資格審査申請書…(■要領・様式等 番号12)
	(2) 営業証明書
	(3) 引越業務実績…(■要領・様式等 番号13)及び当該業務に係る契約書の写し(1件)
	(4) 定款又は商業登記簿(運送事業を営んでいることの記載があるもの)の写
	(5) 市税完納証明書(本店所在地の市町村)
	(6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
	(7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
	(8) 課税・免税事業者届…(■要領・様式等 番号14)
	(9) 誓約書…(■要領・様式等 番号15)
	(10) その他市長が必要と定めるもの

10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。
落札者決定予定日 平成24年8月16日(木)
心得 第7条から第12条参照。

11 入札保証金、契約保証金

入札保証金	見積もった契約金額(注)の100分の5以上。ただし、那覇市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証保険契約に係る保険証券等)を開札日当日に提出すること。 (注)見積もった契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の100分の5に相当する金額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)のことである。
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

12 入札保証金の納付方法等

入札保証金の納付	「8 開札」で示した開札日時、開札場所において、小切手で納付すること。
提出書類	・入札保証金納付書・・・(■要領・様式等一 番号8) ・印鑑証明書(法人) ※代理人が入札(開札)に参加する場合には、代理人の印鑑(認印可)を持参のうえ、委任状を提出すること。・・・(■要領・様式等一 番号9)
小切手の取扱いについて	・取引先金融機関が沖縄県内の金融機関であること。 ・小切手は、沖縄県内の手形交換所管内金融機関が振り出したもので、且つ、振出日から起算して7日を経過していないものに限る。

13 その他必要な事項

(1)	提出された関係書類は返却しない。
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

14 問い合わせ先

この公告・那覇市役所ホームページ・入札・開札・契約に関すること
那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者:砂川、牧野
電話番号 098-862-4260 FAX番号 098-862-9352

15 ■要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ → 那覇市新庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札 → 要領・様式等